

2. 魅力ある農業の推進



基本方針

都市近郊の有利性を生かし、施設園芸農業を中心に生産性・収益性の高い近代的農業経営の確立と担い手の育成等を行います。また、農用地の有効利用と流動化及び優良農地の確保・拡大を図り、農業生産基盤整備・農村環境整備の条件整備等を総合的に推進します。

少子高齢化に伴う農業の担い手不足、遊休農地対策等を進め、「食・みどり・安心・教育・文化の創造の場」

として農業のあるまちづくりを目指すとともに、地域特産品づくりを目的として各種研究会の組織運営を支援していきます。また、農業祭・市民朝市を充実させ、本市農業の活性化を図ります。

現状と課題

少子高齢化・農業後継者不足に伴い、遊休農地が増加する傾向にあります。また、本市は都市化の進展が著しく、農地のスプロール化、農村における混住化及び兼業化が進み、経営規模も零細で農地の賃貸借による利用集積の拡大もほとんど進んでいないのが現状です。

米の生産調整として、都市近郊の有利性を生かした施設園芸農業（苺・グリーンアスパラ・鉢花）を中心に支援を行い、生産性・収益性の高い近代的農業経営の確立を図っています。また、農地の流動化・集約化により、耕作放棄地を解消するため「担い手バンクシステム」を推進しています。

長年にわたり実施してきた土地改良事業により、農業用施設の利便性が年々向上しています。一方、過去に整備された施設が老朽化しており、改修が必要となっていますが、宅地化により受益地が減少したため、国・県の補助対象外になり地元負担が大きくなったこと等により、改修が進まない傾向にあります。また、少子高齢化による担い手不足、農作物の販売低迷による就農意欲の低下、都市化による農家戸数の減少等により、受益地と受益農家が減少し、農家の土地改良事業の実施に対する意識が低下しています。

施策指標

指標名	実績値			目標値
	H16	H17	H18	H24
経営耕地面積1ha当りの土地生産性	2,062千円	2,417千円	2,417千円	2,600千円
遊休農地面積の比率	12.57%	16.64%	16.64%	16.00%
認定農業者数	19人	21人	24人	34人
農用地利用集積面積	1.4ha	4.1ha	2.2ha	3.5ha

今後の取組

1 計画的な土地利用の推進

市街化区域の「土地利用計画」及び地域農業の振興を図るための「農業振興地域整備計画」について、都市計画区域の線引き、農業振興地域の区域変更等、社会・経済的情勢の変化に伴う見直しを行っていきます。

農地の有効利用として、営農スポーツ広場や花の景観形成により農業振興地域の活性化を促進し、地域のコミュニケーションの場としての活用を図ります。

- 農業振興地域整備計画事業
- 営農スポーツ広場設置事業
- 景観形成作物転作推進事業

2 魅力ある農業経営の推進

効率的・安定的な農業経営を実現するため、地域の実情に即した経営の改善計画を指導するとともに、農業経営に対する意欲向上を図り、認定農業者等を育成するための支援を行います。

大都市近郊の利点を生かし、高付加価値な農業特産品づくりやブランド化できる産地を見出していきます。そのため、地域特産品の開発について、促成苺・グリーンアスパラ・鉢花園芸の各研究会の運営を補助し、施設園芸農業の推進及び品種改良を支援していきます。また、農業協同組合と連携を取り、販路開拓の推進を図ります。

- 農業者育成振興事業
- 地域農政推進事業
- 水田農業構造改革対策事業
- 農業経営団体支援事業

3 「担い手バンクシステム」の推進

遊休農地の解消と発生防止を推進し、農地の流動化・集約化を促進するため、規模拡大や農作業の受託を望んでいる農家と農地の維持管理に困っている農家を登録し、受け手農家と出し手農家に情報提供を行います。

- 農地流動化推進事業
- 遊休農地有効活用事業

4 都市住民との交流の推進

地産地消として、地域特産品を積極的に消費者へ提供するため、生産者と消費者の交流の場として「市民朝市（ふれあい朝市）」・「農業祭」を充実させていきます。

市民農園を通して、普段あまり土に触れる機会のない都市住民が実際に農作業を体験することにより、農地の大切さ、農業労働の尊さ、ひいては生態系としての自然環境の大切さへの理解を深めていきます。また、環境改善活動等の地域ぐるみによる活性化を図ります。

- 市民朝市事業
- 市民農園整備促進指導事業
- 農業祭事業
- 花いっぱい推進事業
- 地産地消推進事業

5 環境に配慮した農業基盤整備の推進

農地・農業用施設の整備に関し市民から多くの要望が寄せられているため、整備の必要度・優先度を検討し事業を実施します。また、その整備に当たっては、農業水路・ため池等を地域の環境資源ととらえ、地域に応じて生態系にも配慮した整備を推進し、農業用施設の保全を図りつつその多面的機能を有効活用し、市民に潤いと安らぎの場を提供します。

- 地域用水環境整備事業
- 市単独土地改良事業
- 水と農地活用促進事業

6 農地・水・環境保全向上対策

農地・農業用水路を社会共通資本ととらえ、農業従事者以外の地域住民の参画を呼びかけ、適切な保全管理が行われるよう推進します。

- 農地・水・環境保全向上対策事業

市民等との役割分担

農地所有者は、耕作放棄地を出さないことが期待されます。美味しい、売れる農作物を作り、田畑を守っていくことが期待されます。「ふれあい朝市」や「農業祭」等に積極的に参加することが期待されます。市民農園等を通して農作物の栽培を体験し、農業への関心を持つことが期待されます。地産地消への理解と関心を持つことが期待されます。農業用施設は農業者だけの施設でなく、環境面においては地域の資源であるという認識のもと、一般市民が農業施設の保全活動に積極的に参画することが期待されます。